

療養補助金の請求はお済みですか？

療養補助金とは、特別加入者本人が医療機関で支払った保険適用自己負担額の一部を補助する給付事業です。

特別加入者番号とは？

特別加入者資格取得時に送付している「特別加入者証」に記載してある6ケタの番号です。療養補助金についてお問合せの際は、ご自身の特別加入者番号をご確認のうえ、ご連絡ください。

特別加入者番号	0・1・2 から始まる方	3・4・5・6 から始まる方
給付対象期間	資格取得月から 70 歳に達する月まで	60 歳に達した翌月から 75 歳に達する月まで
給付対象者	特別加入者及び配偶者	特別加入者
給付額	<p>◆70歳に達する月までは…</p> <p>自己負担額 - 2,000円 - 1,000円未満の端数</p> <p>↑</p> <p>1つの医療機関(入院・外来別)の1ヶ月の保険適用窓口支払額の合計額</p> <p>◆配偶者の方は…</p> <p>配偶者の方は上記給付額の5割の額が給付されます。</p>	<p>◆70歳を迎えた月の翌月からは…</p> <p>自己負担額 - 2,000円 - 1,000円未満の端数</p> <p>↑</p> <p>1ヶ月のすべての保険適用窓口支払額の合計額 (医療機関や入院と外来等を分ける必要はありません。)</p>

※公立学校共済組合山形支部の資格を有する以下の会員の方は、自動給付となりますので療養補助金請求書の提出は必要ありません。(※)の被扶養者も自動給付の対象です。

[公立学校共済組合任意継続組合員(※)、暫定再任用職員(フルタイム勤務職員)(※)、
暫定再任用職員(短時間勤務職員)、臨時的任用職員、会計年度任用職員]

※自動給付の方は、診療を受けた月の概ね3カ月後の給付となります。

- 請求方法・・・療養補助金請求書に必要事項を記入のうえ、医療機関の領収書(原本)を添付して本会まで送付してください。なお、請求書は診療を受けた月の翌月以降に提出してください。
- 送金日・・・本会に請求書が到着した月の翌月末の送金となります。
(例：令和5年10月中に請求(本会受付)→令和5年11月末に送金)
- 請求時効・・・請求の時効は3年です。受診した月から3年以内にご請求ください。
(例：令和5年10月中に請求(本会受付)→令和2年10月受診分まで請求可能)
※高額療養費に該当した場合の各保険者への申請は、2年が時効となります。
- ◎療養補助金請求書(Word版)がホームページからダウンロードできるようになりました。

医療機関領収書の返還を希望する方へ

医療機関の領収書が必要な方は、療養補助金請求書をご提出いただく際に同請求書の余白に「領収書返還希望」とご記入ください。後日、給付決定通知書とあわせてお返しします。

また、確定申告で医療費控除を受けるために医療機関の領収書が必要な方は、**令和5年12月までに受診した分について、令和6年1月末日(必着)までに**ご提出くださいますようご協力をお願いします。

なお、令和6年1月末日までにご提出いただいた医療機関の領収書については、令和6年2月中旬の返還を予定しています。

■医療費控除について(計算方法)

療養補助金として給付した金額は、「**保険金等で補てんされる金額**」に該当します。

そのため、支払った医療費から療養補助金給付額を差し引いていただくことになります。

その年(1月～12月)
に支払った医療費

-

保険金等で
補てんされる金額

-

10万円又は所得金額の
5%のどちらか少ない額

=

医療費控除額
(最高200万円)

↑ 療養補助金給付額(その年の1月～12月に受診した分に対して給付された額)

療養補助金に関するお問合せはこちらまで→フリーダイヤル 0120-37-1765